

周南市監査委員 中村 研 二

周南市監査委員 土屋 晴 巳

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

教育部

教育政策課、生涯学習課、人権教育課、学校教育課、学校給食課、
中央図書館、新南陽図書館、福川図書館、熊毛図書館、鹿野図書館

2 監査の範囲

平成31年4月（一部平成30年）から令和元年11月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務。

3 監査の実施期間

令和2年1月27日（月）から令和2年5月19日（火）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

教育政策課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	土地賃貸借契約の相手方選定において、契約事務上適切でないものがあつた。
	措置状況	今後は適切な契約手続を行います。

生涯学習課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	旅費について、算定に誤りのあるものがあつた。
	措置状況	今後は、適切に算定します。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	土地賃貸借契約の相手方選定において、契約事務上適切でないものがあつた。
	措置状況	今後は、適切な契約手続を行います。
イ	指摘事項	周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に契約が締結されているものがあつた。
	措置状況	今後は、年度開始後に契約事務を行います。

学校教育課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に指名競争入札が行われているものがあつた。
	措置状況	今後は、年度開始後に入札を行います。
イ	指摘事項	周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない契約について、年度開始前に業務委託及び物品購入の見積合わせが行われているものがあつた。
	措置状況	今後は、年度開始後に見積合わせを行います。

(2) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあつた。
	措置状況	未登載の備品について、備品管理システムに登載しました。

学校給食課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	学校給食費の収納について、周南市会計事務規則に基づく手続がされていないものがあった。
	措置状況	今後は、会計事務規則に基づいて適正な手続を行います。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に指名競争入札が行われているものがあった。
	措置状況	今後は、年度開始後に入札を行います。
イ	指摘事項	周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に見積合わせが行われているものがあった。
	措置状況	今後は、年度開始後に見積合わせを行います。

(3) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。
	措置状況	未登載の備品について、備品管理システムに登載しました。

中央図書館

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	出張について、自家用車の公用使用の承認がなされていないものがあった。
	措置状況	今後は、承認申請の確認を徹底します。

(2) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。
	措置状況	未登載の備品について、備品管理システムに登載しました。